

平成27年度

福井県交通安全実施計画

福井県交通安全対策会議

ま え が き

この交通安全実施計画は、交通安全対策基本法（昭和 45 年法律第 110 号）第 25 条第 3 項の規定に基づき、第 9 次福井県交通安全計画（平成 23 年度～平成 27 年度）の 5 年目にあたる平成 27 年度において、県および指定地方行政機関等が、県内の陸上交通の安全に関し講ずべき施策を定めたものである。

この実施計画に基づき、県および指定地方行政機関は、相互に緊密な連携を図りながら、市町、関係機関・団体および県民の協力のもと諸般の交通安全対策を円滑適切に推進し、交通事故の抑止に努めるものとする。

福井県交通安全対策会議会長

福井県知事 西川 一誠

目 次

第1章 道路交通の安全	1
1 道路交通環境等の整備	1
(1) 「人」優先の生活道路等の整備	1
① 生活道路等におけるスロードライブゾーン等の交通安全対策の推進	1
② 通学路等の歩道整備等の推進	1
③ バリアフリー対応型信号機等の整備	2
(2) 幹線道路等における交通安全対策の推進	2
① 事故危険箇所対策の推進	2
② 歩行者、自転車等の異種交通の分離	3
③ 高速自動車国道等における事故防止対策の推進	3
④ 道路の改築等による道路交通環境の整備	4
⑤ 災害に備えた道路交通環境の整備	6
(3) 交通安全施設整備の推進	8
① 最新の情報通信技術（IT）を活用した交通管制システムの高度化	8
② 交通信号機の高度化、信号灯器のLED化	8
③ 道路標識、道路標示の高輝度化	9
④ 災害に強い交通安全施設等の整備	9
(4) 総合駐車対策の推進	9
① 交通実態に応じた秩序ある駐車場の推進	9
② 高齢者等にやさしい高齢運転者等専用駐車区間の推進	10
③ 違法駐車締め出し気運の醸成・高揚	10
(5) 効果的な交通規制の推進	10
① 地域の特性に応じた交通規制	10
② 車両の安全性の確保	10
③ 交通安全総点検の推進	12
(6) 冬季における交通安全の確保	12
① 除雪・消雪工事等による雪に強い道路の整備	12
② 雪に強い交通安全施設の整備	13
③ 除排雪の促進	13
④ 降雪時における交通指導・交通規制	14
⑤ 路面状況等の情報提供	14
⑥ 冬季間における安全運転の啓発	15

(7)	公共交通機関の利用促進	15
①	クルマに頼り過ぎない社会づくり県民運動の推進	15
②	地域鉄道・バス交通の維持、確保	15
③	自転車利用の促進	16
2	交通指導・取締り	17
(1)	交通事故抑止に資する交通指導取締りの実施	17
①	速度取締り管理の情報発信	17
②	交通事故分析に基づく交通指導取締り	17
③	悪質・危険運転者対策の強化	17
④	自転車利用者に対する指導取締りの強化	17
⑤	暴走族対策の強化	18
⑥	高速自動車国道等における指導取締りの強化等	19
⑦	科学的な指導取締り等の推進	19
⑧	交通犯罪捜査および交通事故捜査体制の強化	19
(2)	街頭監視活動の強化	20
①	県民参加による交差点等における街頭監視活動の強化	20
②	四季（春・夏・秋・年末）の交通安全県民運動や交通死亡事故多発警報 発令時における街頭活動	20
3	交通安全教育・啓発	21
(1)	シルバー（高齢者事故の抑止）	21
①	シルバー交通安全教育の充実	21
②	反射材の普及貼付活動	22
③	高齢者宅訪問による指導	22
④	高齢自転車利用者に対する交通安全教育の推進	23
⑤	危険行動者に対する保護誘導活動の推進	23
⑥	高齢運転者対策の充実・強化	23
(2)	スロー（ゆとりある速度の実践）	24
①	スロードライブの推進	24
(3)	シー…よく見て交差点（交差点事故の防止）	24
①	県民参加型のテレビ放送等による広報啓発	24
(4)	自転車の安全利用の推進	25
①	スマートサイクルの推進	25
②	高齢者体験型自転車交通安全教育の推進	25
③	自転車利用者に対する交通ルールの周知	25

④	自転車安全教育の推進	26
⑤	自転車の安全性の確保	26
⑥	幼児2人同乗用自転車の導入	26
(5)	飲酒運転の根絶	26
①	家庭・地域・職場での「三ない運動」による飲酒運転根絶活動を展開	26
②	ハンドルキーパー運動の定着	27
③	自動車運送事業者における飲酒運転対策	27
(6)	全席でのシートベルト着用等の徹底	27
①	チャイルドシートの正しい着用の徹底	27
②	シートベルト体験車による体験型交通安全教育の推進	27
③	旅客事業者に対するシートベルトの着用啓発	28
(7)	継続・効果的な交通安全啓発の推進	28
①	四季（春・夏・秋・年末）の交通安全県民運動の推進	28
②	交通死亡事故多発警報等の発令中における取組	29
③	「交通死亡事故0（ゼロ）の日」等における取組	29
④	「高齢者交通安全推進月間」における取組	29
⑤	越前若狭トワイライト作戦の実施	29
⑥	交通安全功労者の表彰・交通安全県民大会の開催	29
⑦	民間団体等の主体的活動に対する支援	30
(8)	段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	31
①	幼児・児童に対する交通安全教育の推進	31
②	中学生・高校生に対する交通安全教育の推進	31
③	成人に対する交通安全教育	31
④	身体障害者に対する交通安全教育	32
⑤	電動車いす利用者に対する交通安全教育	32
⑥	外国人に対する交通安全教育	32
⑦	安全運転の確保	33
4	被害者等対策	36
(1)	救助・救急体制の整備	36
①	救助体制の整備・拡充	36
②	救助・集団救急事故体制の整備	36
③	自動体外式除細動器（AED）等の応急手当の普及啓発活動の推進	36
④	高規格救急自動車等の整備	36
⑤	救急救命士の養成・配置等の促進	37
⑥	救助隊員および救急隊員の教育訓練の充実	37

⑦	高速自動車国道等における救急業務実施体制の整備	37
(2)	救急医療体制等の整備	38
①	救急医療機関等の整備	38
②	救急医療情報システムの充実	38
③	救急医療担当医師・看護師等の養成・教育	38
④	救急関係機関の協力関係の確保等	39
(3)	交通事故相談の実施	39
①	交通事故相談所における活動の充実	39
②	自動車損害賠償保障制度の充実等	40
(4)	被害者・遺族への支援	40
①	交通遺児等に対する小・中学校就学時の支度金の支給	40
②	犯罪被害者等基本法に基づく交通事故被害者に対する各種支援	40
第2章	鉄道・踏切道交通の安全	42
(1)	鉄道における交通の安全	42
①	鉄道交通環境の整備	42
②	鉄道交通の安全に関する知識の普及	42
③	鉄道の安全な運行の確保	42
④	救助・救急活動の充実	43
(2)	踏切道における交通の安全	43
①	踏切道の立体交差化および構造の改良の促進	43
②	踏切保安設備の整備および交通規制の実施	44
③	踏切道の統廃合の促進	44
④	その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置	44